



令和3年8月11日からの大雨による災害

被災中小企業者等 支援策ガイドブック 佐賀県（第2版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者等の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者等向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

令和3年11月26日

中小企業庁・九州経済産業局・佐賀県

目次

<u>1. 事業継続、再開などについて相談したい</u>	
(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談	P 3
(2) 中小企業 1 1 9 (相談窓口)に電話 1 本で専門家を派遣)	P 4
(3) 商店街よろず相談アドバイザー派遣事業	P 5
<u>2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい</u>	
(1) 小規模事業者持続化補助金 (令和3年8月豪雨型)	P 6
(2) 【佐賀県】佐賀型商工業者再建補助金	P 7
(3) 【佐賀県】佐賀型商工業者BCP策定支援補助金	P 8
(4) 【佐賀県】佐賀県事業継続力強化支援補助金 (災害型)	P 9
(5) 【武雄市】水に強いなりわい再建等事業費補助金	P10
(6) 【大町町】大町町事業再興頑張ろう応援金	P11
<u>3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配</u>	
(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付・金利引き下げ	P12
(2) 信用保証制度 (セーフティネット保証 4 号)	P13
(3) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化	P14
(4) 小規模企業共済制度の特例傷病災害時貸付	P15
(5) 【佐賀県】 災害復旧資金 (県制度金融)	P16
(6) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	P17
<u>4. 下請取引のトラブルが不安</u>	
(1) 型の保管・管理に関してお困りの方	P18
(2) 下請かけこみ寺	P19
<u>5. リース関係のトラブルが心配</u>	
(1) リース相談窓口 (公益社団法人リース事業協会)	P20

目次

<u>6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい</u>	
(1) 雇用調整助成金	P21
<u>7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい</u>	
(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長	P22
(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減	P22
(3) 納税の猶予	P22
<u>8. 公共料金の減額等について知りたい</u>	
(1) 電気料金の支払期日の延長等	P23
<u>9. お問い合わせ先一覧</u>	P24

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

今般の災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、九州経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

対象者

令和3年8月11日からの大雨による災害等により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
 - ・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
 - ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構九州本部
 - ・九州経済産業局
- (「9. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。)

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(2) 中小企業119（相談窓口）に電話1本で専門家を派遣

中小企業の経営に関わる各分野の専門家が、課題解決に向けたお手伝いをします。派遣による相談は今年度2月末までの間に、原則3回まで無料で受けられます。（予算の消化状況によっては、2月末よりも早く終了する場合があります。）

相談の流れ

1. はじめに最寄りの支援機関にご相談ください。

経営に関するご相談のある事業者の皆様ははじめにお近くの支援機関をお探しいただき、ご相談ください。

2. 支援機関で解決できない課題は、支援機関から専門家に支援依頼を行います。

支援機関は専門分野の知見が必要な経営相談に対して、専門家に支援依頼を行うことができます。

3. 支援機関から派遣日程の調整を行います。

支援を依頼する専門家が決まりましたら、支援機関から事業者の皆様、専門家へ支援日程調整のためご連絡いたします。

4. 派遣日当日、支援機関担当者、専門家がうかがい、支援を行います。

調整させていただいた派遣日に、支援機関の担当者、および専門家が支援場所にうかがいます。支援機関の担当者も原則同行しますので予めご了承ください。

5. 支援終了後、支援実績を支援機関までメールでご連絡ください。

専門家による支援が終了しましたら、担当した支援機関まで支援を受けた実績時間をご連絡ください。

お問い合わせ先

- ・専門家派遣事業全般に関するお問い合わせ（電話）03-5542-1685
- ・最寄りの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点（「9. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。）

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(3) 商店街よろず相談アドバイザー派遣事業

商店街からの要請に応じ、「商店街よろず相談アドバイザー」を現地に派遣して課題解決やイベント事業などについてのアドバイス支援を行うものです（リモートでのアドバイスも可能です）。「商店街よろず相談アドバイザー」は、一般公募による商店街の専門家として支援センターに登録されています。

アドバイスの内容

(1) 商店街活性化のための一般相談及びアドバイス

- ・商店街活性化に係る課題の抽出
- ・上記検討のための現状分析
- ・課題の特定と商店街活性化に向けた取組みと具体策等

(2) 活性化の企画等のアドバイス

- ① 活性化策等の策定に係るアドバイス
例) 街並み・景観形成、空き店舗対策（空き店舗活用、チャレンジショップ、テナントミックスなど）
- ② イベント等集客力向上に係るアドバイス
例) 各種イベント、広告・宣伝、共同売出し
- ③ その他、活性化に係るアドバイス
例) 顧客の管理事業（ポイントカード事業、スタンプ事業など）、共同宅配サービス、インバウンド・観光対応、キャッシュレス対応

派遣申込みのできる方

派遣申込みのできる方は、次の組合等（以下「商店街組合等」）の代表者です。

- ① 商店街振興組合
- ② 商店街の事業協同組合
- ③ 法人格を持たない商店街組織
- ④ 複数の商店街を取りまとめている連合体組織（商店街連合会、商店会連盟等）

お問い合わせ先

株式会社全国商店街支援センター（電話）03-6228-3061

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(1) 小規模事業者持続化補助金（佐賀災害対策型）

令和3年8月豪雨により被災した小規模事業者の事業再建を支援するため、商工会・商工会議所と一体となって作成した経営計画等に基づく販路開拓の取り組みを支援します。

対象者

佐賀県武雄市、大町町に所在し、令和3年8月11日からの大雨により被害を受けた小規模事業者
※申請時に武雄市、大町町が発行する「罹災証明書」または「被災届出証明書」の写しの提出が必要です

支援内容

①公募期間

公募開始：令和3年11月8日（月）

一次受付締切：令和3年12月20日（月）

二次受付締切：令和4年3月4日（金）

②補助率：2／3 ※一定の要件を満たす場合は定額

③上限額：200万円

④補助対象経費：機械装置等費、車両購入費（※1）、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費、設備処分費

（※1）申請前に被災届出証明書（車両が被災したことについて記載されたもの）及び被災車両の写真を持参の上、商工会・商工会議所に対象の可否の確認を受けてください。

（※2）令和3年8月11日以降に発注から支払いまで実施した経費についても、遡って認められる場合があります。

お問い合わせ先

【商工会の管轄地域（商工会地区）で事業を営んでいる方】

武雄市商工会 （電話）0954-36-2111

大町町商工会 （電話）0952-82-5555

佐賀県商工会連合会 （電話）0952-26-6101

【商工会議所の管轄地域（商工会議所地区）で事業を営んでいる方】

武雄商工会議所 （電話）0954-23-3161

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(2) 【佐賀県】佐賀型商工業者再建補助金

令和3年8月豪雨により被害を受けた県内の小規模事業者、中小企業、中堅企業が前を向いて事業を再建できるよう、必要な施設・設備等の復旧に要する費用を補助します。

対象者

佐賀県に所在し、令和3年8月豪雨により被災した小規模事業者、中小企業、中堅企業
※商工会・商工会議所の支援を受けて取り組む者

支援内容

①補助率：中小企業・小規模事業者 3 / 4、中堅企業 1 / 2 ※一定の要件を満たす場合は定額

②上限額：3億円（原形復旧費用から受取保険金を差し引いた額の範囲内）

③補助対象費目：施設、設備の復旧費用等

※令和3年8月豪雨による災害以降で、交付決定前に実施した復旧のための事業にも遡及適用されます。

※防災機能の向上に資する復旧も対象と認められる場合があります。（原形復旧費用の範囲内）

※補助事業者となるための要件

下記の要件を満たす場合は申請が可能です。

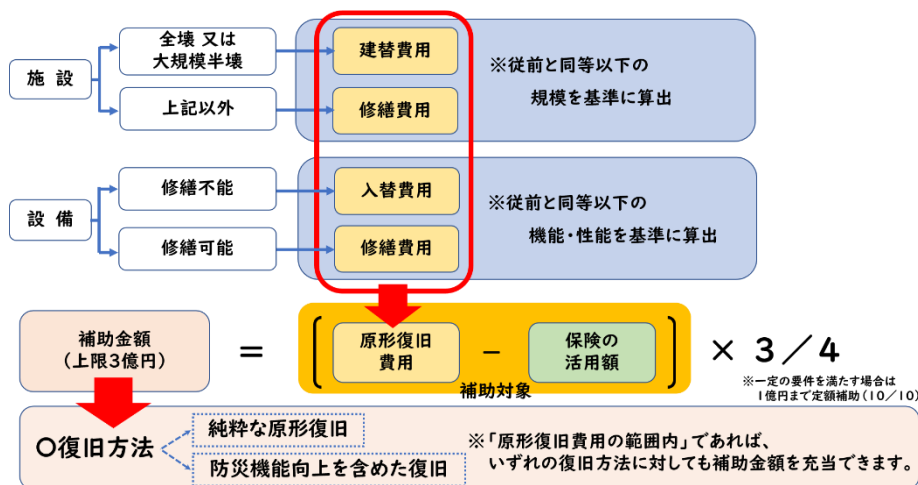
- 1 令和3年8月豪雨以前に災害対策を実施していた事業者
 - 2 令和3年8月豪雨以前に保険に加入していた事業者
 - 3 BCP（事業継続力強化計画等）を策定する事業者若しくは策定済の事業者
 - 4 この補助金で復旧した設備等について保険に加入する事業者（小規模事業者は推奨）
- 1・2はいずれか

④公募期間

第1次公募：令和3年11月18日（木）～12月14日（火）

第2次公募：令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）

補助金額の算定方法



お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所（「9. お問い合わせ先一覧」をご覧ください）

又は、佐賀県産業労働部産業政策課 電話：0952-25-7512 へご相談ください。

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(3) 【佐賀県】佐賀型商工業者BCP策定支援補助金

令和3年8月豪雨により被害を受けた県内の商工業者が、今後、同様の被害を防ぐため、中小企業診断士などの専門家の助言を受けBCPを策定する費用を補助します。

対象者

佐賀県に所在し、令和3年8月豪雨により被災した小規模事業者、中小企業、中堅企業
※商工会・商工会議所の支援を受けて取り組む者

支援内容

- ①補助率：中小企業・小規模事業者 3 / 4、中堅企業 1 / 2
- ②上限額：75万円
- ③補助対象費目：BCP（中小企業庁が定める中小企業BCP策定運用指針（第2版）及びBCP様式類の基本コース以上の内容が網羅されている計画に限る。）の策定の際に助言を受けた専門家（中小企業診断士等）への謝金等
- ④公募期間
 - 第1次公募：令和3年11月18日（木）～12月14日（火）
 - 第2次公募：令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所（「9. お問い合わせ先一覧」をご覧ください）
又は、
佐賀県産業労働部産業政策課 電話：0952-25-7512
へご相談ください。

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(4) 【佐賀県】佐賀県事業継続力強化支援補助金（災害型）

令和3年8月豪雨により被害を受けた県内の小規模事業者、中小企業が、今後、同様の被害を防ぐための防災対策に要する費用を補助します。

対象者

佐賀県に所在し、令和3年8月豪雨により被災した小規模事業者、中小企業

※BCP（事業継続力強化計画等）の策定が要件

※商工会・商工会議所の支援を受けて取り組む者

支援内容

①補助率：2／3

②上限額：200万円

③補助対象費目：防災対策を図るための設備投資費用

（例：設備の高上げ、止水板の設置、排水ポンプの整備 等）

※令和3年8月豪雨による災害以降で、交付決定前に実施した復旧のための事業にも遡及適用されます。

④公募期間

令和3年11月18日（木）～12月28日（火）

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所（「9. お問い合わせ先一覧」をご覧ください）

又は、

佐賀県産業労働部産業政策課 電話：0952-25-7512

へご相談ください。

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(5) 【武雄市】水に強いなりわい再建等事業費補助金

令和3年8月11日からの大雨により被害を受けた小規模事業者、中小企業者、中堅企業の事業の再建・再構築を支援し、今後の浸水等の被害を最小限に抑え、もって地域経済の持続的発展を実現するため、かかる費用の一部を補助します。

対象者

- 令和3年8月11日からの大雨により被災された小規模事業者、中小企業者、中堅企業で①②のいずれかに該当する者。
- ① 令和3年8月11日以降に浸水被害が発生した店舗・事務所・工場・事業用設備等を所有し、かつその土地で事業継続を行う者又は市内移転先に新たに建物を所有し事業継続を行う者。
- ② 令和3年8月11日以前に土地・建物を借受し、その土地で引き続き土地・建物を借受し事業継続を行う者。

支援内容

(1) 対象となるもの

- 令和3年8月11日以降に浸水被害が発生した建物・事業用備品等。
 - 店舗併用住宅については、住宅部分の床面積が2分の1未満のもの。
- ※ただし土地建物を貸し付ける者が貸借に供する土地建物に浸水被害を受けた場合は除く。

(2) 補助対象経費

I. 建物設備再建費

- 建物の修繕にかかる経費
- 事業用設備・備品の修繕又は購入、廃棄にかかる経費
- 再開までに要した経費

II. 浸水等対策費

- 建物の床面を高くする工事費
- 敷地に盛土をして地盤を高くする工事費
- 市内に建物移転する際の建物建設費及び建物建設付帯工事費
- 浸水等被害を軽減する工事費

※ただし他の補助金等の支給がある場合は、他の補助金等の額を控除した額、損害保険等により保険による補填があった場合は、保険による補填額を控除した額を補助対象経費とします。

※原則として、年度内に工事が完了する事

(3) 補助金の額

I. 建物設備再建費

対象事業にかかる経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）、上限50万円

II. 浸水対策費

対象事業にかかる経費の4分の1（1,000円未満切り捨て）、上限1,000万円

(4) 受付期間等

期間 令和3年11月10日（水）～令和4年1月31日

場所 武雄市役所3階 商工観光課

2. 設備の購入費用などの補助制度について知りたい

(6) 【大町町】大町町事業再興頑張ろう応援金

対象者

令和元年及び令和3年の大雨により、両年で被害を受け、再建再興を目指し、町内で事業を継続する事業者

支援内容

①被害を受けた店舗等 50,000円
・事業に供する設備、機械等が被害を受けた場合
加算額 20,000円

②被害を受けた倉庫・納屋等 30,000円
・設備、機械、農機具等が被害を受けた場合
加算額 20,000円

- ※1 商品は対象外とする。
- ※2 応援金の申請者は事業を営業者とし、同一営業者の被災店舗等が複数あっても応援金は1店舗に限る。また、倉庫・納屋が複数あっても同様とする。
- ※3 店舗等と倉庫・納屋の両方で被害を受けた場合、設備、機械等の加算額は20,000円を限度とする。
- ※4 店舗等と倉庫・納屋が一つの建物は、店舗等とみなす。

申請に必要なもの

- ①令和3年に町が発行する被災証明書
※住宅と店舗が併用の場合は、り災証明書及び被災証明書
- ②本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③通帳の写し（希望する振り込み口座の通帳）

申請期間

令和3年9月13日から令和4年3月31日まで

問合せ先

大町町役場 企画政策課（電話）0952-82-3112

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付・金利引き下げ

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧を支援するために、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。

対象者

令和3年8月11日からの大雨による災害等により被害を受けた中小企業・小規模事業者

金利

中小企業事業 → 基準利率 1.06%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.21%

（令和3年11月1日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

貸付期間

中小企業事業 → 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

限度額

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

お問い合わせ先

「9. お問い合わせ先一覧①」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

今般の災害により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

- ① 申請者が、指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少が見込まれること。（売上高等の減少について、市町村長の認定が必要）

支援内容

《経営安定関連保証4号》

対象資金：経営の安定に資する資金

保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円

※一般保証と別枠で融資額の全額を保証

保証料率：信用保証協協会にお問い合わせください

指定期間：令和3年8月12日から令和4年2月24日まで

地域：武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

保証人：原則、第三者保証人は不要

お問い合わせ先

佐賀県信用保証協会（電話）0952-24-4343

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

対象者

令和3年8月11日からの大雨による災害等により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「9. お問い合わせ一覧①②③」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(4) 小規模企業共済制度の特例傷病災害時貸付

小規模企業共済制度の傷病災害時貸付の実施

今般の災害により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構が原則として即日かつ低利で融資を行います。

対象者

令和3年8月11日からの大雨による災害等により被害を受けた中小企業・小規模事業者

対象要件

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の①又は②の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- ①被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。
- ②当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

支援内容

- ①貸付利率：年0.9%
- ②貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要
- ⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00（電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 【佐賀県】 災害復旧資金（県制度金融）

令和3年8月豪雨災害により、被害に遭われた中小企業・小規模事業者の方々の早期の事業再建と事業継続を支援するため、県制度金融の災害復旧資金の申込みを受け付けております。

なお、融資限度額については、返済中の災害復旧資金の借換にも対応できるよう、3,000万円から6,000万円に引き上げを行っています。

また、令和元年度以降の災害で被災され、今回の豪雨災害で再度被災された事業者の方々を対象に、県が3年間利子の全額補給を行うこととしています。

対象者

令和3年8月豪雨災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

支援内容

「佐賀県災害復旧資金の概要」

保証限度額 6,000万円

資金使途 災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金

※災害復旧資金の既往融資残高については、借換が可能。

貸付利率 年0.9%

※令和元年度又は令和2年度の災害による事業所の罹災証明書等がある場合は、

県が3年間利子の全額補給。

保証料率 年0%（県が全額負担）

貸付期間 10年以内（うち据置期間2年以内）

受付期間 令和3年8月17日から令和4年3月31日まで

お問い合わせ先

【融資の申込・相談に関すること】

- ・佐賀県信用保証協会（電話）0952-24-4343
- ・最寄りの金融機関、商工会、商工会議所

【利子補給に関すること】

- ・佐賀県産業政策課（電話）0952-25-7093

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(6) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

災害救助法が適用された自然災害の被害に遭われた個人の方について、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

対象者

令和3年8月11日からの大雨による災害等により被害を受けた中小企業・小規模事業者

手続きの流れ

- ① 手続着手の申出
- ② 専門家による手続支援を依頼
- ③ 債務整理（開始）の申出
- ④ 「調停条項案」の作成
- ⑤ 「調停条項案」の提出・説明
- ⑥ 特定調停の申立
- ⑦ 調停条項の確定

お問い合わせ先

詳細は、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf



4. 下請取引のトラブルが不安

(1) 型の保管・管理に関してお困りの方

今般の災害によって、親事業者から預かっていた金型等が、破損や消失、汚損等してしまった際に、自然災害を理由として、下請事業者が責任を負わなくてもよい場合がございます。

金型等について破損等があった場合には、まずは発注者・取引先にご相談ください。

また、取引関係でお困りごとがある場合は、「下請かけこみ寺」までご連絡ください。

参考

【1】東日本大震災に関連するQ&A集（平成23年公正取引委員会より公表）

問8：震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

A：「親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者に責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。」と示されており、今般の自然災害においても同様の考え方が適用されます。

【2】型の取り扱いに関する覚書（ひな形※）（平成29年7月経済産業省より公表）

※部品等の発注者と受注者が締結する覚書の一例

第5条

1項「第3条第1項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。」

2項「前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。」

（第5条により担保される内容等）

型が、①天変地異など、受注者の責によらない事由、②火災により、以後の使用が不可能になった場合、すぐに発注者に通知してください。これらの理由による損害は、受注者は補償の責任を負いません。

（型の取り扱いに関する覚書（ひな形））

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/kata/oboegakihinagata.pdf

対象者

令和3年8月11日からの大雨による災害等により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先



「下請かけこみ寺」

（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

4. 下請取引のトラブルが不安

(2) 下請かけこみ寺

取引関係でお困りごとがある場合や、発注元企業との取引の中でトラブルが生じた場合は、お近くの「下請かけこみ寺」までご連絡ください。下請法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います（相談内容や相談を受けたことは秘匿いたします）。

対象者

企業間取引に関して、さまざまな悩みをもつ中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

- 一般的な取引関係のご相談（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）
- 消費税転嫁に関するご相談（電話）0120-300-217

5. リース関係のトラブルが心配

(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じます。ご相談内容によって、リース会社の相談窓口をご案内します。

対象者

令和3年8月11日からの大雨による災害等により被害を受けた中小企業・小規模事業者、リース契約の保証人

支援内容

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）では、リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じ、助言、リース会社の相談窓口をご案内します。

（ご相談例）

- ①リース物件のリース料について、事業が軌道にのるまで、その支払いを止めることができないか。
- ②リース物件が水災で使用できなくなった場合にリース料の支払いをどうすればよいのか。
- ③リース物件に付保されている動産総合保険（※）の手続き

（※）通常は、この保険によって、リース物件が滅失したときの損害賠償金＝残りのリース料相当額のお支払いが免除されます。

お問い合わせ先

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

（電話） 03-3595-2801

（受付 平日10時～12時、13時～16時）

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等に伴う「経済上の理由」によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業、教育訓練又は出向）を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

令和3年8月11日からの大雨による災害等の影響により、下記のような「経済上の理由」により事業活動が縮小し、休業等を行う場合にも活用できる場合があります。

支給対象・要件

① 雇用保険適用事業所

② 雇用保険被保険者

【主な支給要件】

- 最近3か月の生産量、売上高等の生産指標が前年同期比で10%以上減少していること。
- 最近3か月の雇用保険被保険者数等の雇用指標が前年同期比で一定規模以上増加していないこと。
- 実施する休業等が労使協定に基づくものであること。
- 過去に雇用調整助成金を受給した事業主が新規に休業等の対象期間を設定する場合、以前の休業等対象期間の満了日の翌日から起算して1年を超えていること。

「経済上の理由」例

- 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- 風評被害により、観光客が減少した場合
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる経済的な取引関係の悪化、困難

助成の内容

① 助成率・助成額

休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率（1人1日8,265円が上限）

大企業の場合

1 / 2

中小企業の場合

2 / 3

教育訓練を実施した場合の加算額

1人1日あたり
1, 200円

② 支給限度日数

1年間で100日（3年間で150日）

お問い合わせ先

「9. お問い合わせ先一覧⑤」をご覧ください。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

(3) 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税に係る簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減などがありますので、詳しくは国税庁ホームページ< <https://www.nta.go.jp/> >をご覧ください。

お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

なお、個別のご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

所轄税務署につきましては、「9. お問い合わせ先一覧⑥」をご覧ください。

地方税に関する法律又は条例に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、各都道府県、市町村にお問い合わせください。

8. 公共料金の減額等について知りたい

(1) 電気料金の支払期日の延長等

令和3年8月11日からの大雨による災害により被災されたみなさまに対する料金の支払期日の延長、不
使用月の料金の免除、工事費の免除などの特別措置を実施します。

支援内容

1. 電気料金の支払期日（※1）の延長 2021年7月（支払期日が8月12日以降のものに限
る。）、8月、9月および10月料金 計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。
2. 不使用月の電気料金の免除 被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き
続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。
3. 工事費負担金（※2）の免除 2022年2月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を
免除します。
4. 臨時工事費（※3）の免除 2022年2月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨
時工事費を免除します。
5. 基本料金の免除 電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2022年2月末日
までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。
6. 諸工料（※4）の免除 2022年2月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行
う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

※1 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2・3・4 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設
される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

お問い合わせ先

九州電力株式会社 唐津 営業所 (0120) 986 - 301
鳥栖 営業所 (0120) 986 - 302
佐賀 営業所 (0120) 986 - 303
武雄 営業所 (0120) 986 - 304

※他の小売事業者であっても、同様の措置を実施している場合がありますので、詳しくはご契約の
小売事業者にお尋ねください。

9. お問い合わせ先一覧

①、②融資に関するご相談			
①日本政策金融公庫			
佐賀支店（中小企業事業）			0952-24-7224
佐賀支店（国民生活事業）			0952-22-3341
②商工組合中央金庫 佐賀支店			0952-23-8121
③信用保証に関するご相談			
佐賀県信用保証協会			0952-24-4343
④財務状況の改善に関するご相談・支援（二重ローンを含む）			
佐賀県中小企業再生支援協議会			0952-27-1035
⑤災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】			
佐賀労働局 職業安定部 職業対策課 雇用開発係			0952-32-7173
ハローワーク佐賀			0952-41-9303
ハローワーク唐津			0955-72-8609
ハローワーク武雄			0954-22-4155
ハローワーク伊万里			0955-23-2131
ハローワーク鳥栖			0942-90-3462
ハローワーク鹿島			0954-62-4168
⑥税務署（国税の申告・納付関係）			
伊万里（伊万里市、西松浦郡）			0955-23-3147
唐津（唐津市、東松浦郡）			0955-72-3141
佐賀（佐賀市、多久市、小城市）			0952-32-7511
武雄（武雄市、鹿島市、姫野市、杵島郡（大町町含む）、藤津郡）			0954-23-2127
鳥栖（鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡）			0942-82-2185
⑦全般的なご相談			
佐賀商工会議所	0952-24-5155	唐津商工会議所	0955-72-5141
伊万里商工会議所	0955-22-3111	鳥栖商工会議所	0942-83-3121
有田商工会議所	0955-42-4111	小城商工会議所	0952-73-4111
武雄商工会議所	0954-23-3161	鹿島商工会議所	0954-63-3231
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101	多久市商工会	0952-74-2144
佐賀市南商工会	0952-47-2590	佐賀市北商工会	0952-62-0174
神埼市商工会	0952-52-7131	吉野ヶ里町商工会	0952-52-4644
基山町商工会	0942-92-2653	みやき町商工会	0942-94-3328
上峰町商工会	0952-52-9505	小城市商工会	0952-66-0222
唐津東商工会	0955-62-2901	唐津上場商工会	0955-82-3826
武雄市商工会	0954-36-2111	大町町商工会	0952-82-5555
江北町商工会	0952-86-2151	白石町商工会	0952-84-2043
太良町商工会	0954-67-0069	嬉野市商工会	0954-66-2555
佐賀県中小企業団体中央会（ものづくり補助金問い合わせ先）			0952-23-4598
全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
佐賀県よろず支援拠点（（公財）佐賀県産業振興機構）			0952-34-4433
（独）中小企業基盤整備機構 九州本部			092-263-1500
九州経済産業局 産業部 中小企業課			092-482-5447